

## 申請事項記載書(案)

### 1 調査の名称

#### 国民生活基礎調査

(3年ごとの大規模な調査(以下「大規模調査」という。))及びその中間年の簡易な調査(以下「簡易調査」という。)から構成される。)

### 2 調査の目的

本調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

#### (1) 地域的範囲

全国

#### (2) 属性的範囲

世帯及び世帯員

### 4 報告を求める者

#### (1) 数

##### ア 大規模調査

世帯票・健康票 約27万6千世帯(約72万5千人)  
(母集団約4,956万6千世帯(約1億2,776万8千人))  
介護票 約6千人(母集団約72万5千人)  
所得票・貯蓄票 約5万世帯(約13万2千人)  
(母集団約27万6千世帯(約72万5千人))

##### イ 簡易調査

世帯票 約5万4千世帯(約14万3千人)  
(母集団約4,956万6千世帯(約1億2,776万8千人))  
所得票 約1万3千世帯(約3万3千人)  
(母集団約5万4千世帯(約14万3千人))

#### (2) 選定の方法(全数 無作為抽出 有意抽出)

##### ア 大規模調査

世帯票・健康票 平成17年国勢調査調査区から層化無作為抽出した5,510地区内のすべての世帯及び世帯員  
介護票 世帯票及び健康票の対象地区から層化無作為抽出した2,500地区内のすべての介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく要介護者及び要支援者  
所得票・貯蓄票 世帯票及び健康票の対象地区内に、1単位区おおむね30世帯以下となるよう設定した単位区から層化無作為抽出した2,000単

位区内のすべての世帯及び世帯員（ただし、介護票の対象地区は抽出の対象から除く）

イ 簡易調査

世帯票 平成17年国勢調査調査区から層化無作為抽出した1,088地区内のすべての世帯及び世帯員

所得票 世帯票の対象地区内に、1単位区おおむね30世帯以下となるよう設定した単位区から層化無作為抽出した500単位区内のすべての世帯及び世帯員

(3) 報告義務者

報告義務者は次のとおりである。なお、健康票、介護票及び貯蓄票については大規模調査のみ行う。

世帯票及び貯蓄票については世帯主（世帯主が報告できないときは、その他の世帯員）が、健康票及び所得票については世帯員が、介護票については介護保険法に基づく要介護者又は要支援者（要介護者又は要支援者が報告できないときは、その他の世帯員）がそれぞれ報告しなければならない。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

厚生労働大臣が別に定める調査票（大規模調査は世帯票（別紙様式第1号）、健康票（別紙様式第2号）、介護票（別紙様式第3号）、所得票（別紙様式第4号）及び貯蓄票（別紙様式第5号）、簡易調査は世帯票及び所得票）により、次のとおり行う。

ア 大規模調査

世帯票

一 世帯に係る事項

- (ア) 世帯員数等
- (イ) 同居していない方の状況
- (ウ) 住居の種類
- (エ) 室数及び床面積
- (オ) 5月中の家計支出総額等

二 世帯員に係る事項

- (ア) 最多所得者
- (イ) 世帯主との続柄
- (ウ) 性
- (エ) 出生年月
- (オ) 配偶者（夫又は妻）の有無
- (カ) 医療保険の加入状況
- (キ) 公的年金・恩給の受給状況
- (ク) 乳幼児（小学校入学前）の保育状況（小学校入学前の者のみ）
- (ケ) 手助けや見守りの要否等（6歳以上の者のみ）
- (コ) 教育（15歳以上の者のみ）
- (サ) 公的年金の加入状況（15歳以上の者のみ）

- (シ) 別居している子の有無等(15歳以上の者のみ)
- (ス) 5月中の仕事の状況(15歳以上の者のみ)
- (セ) 1週間の就業日数等(15歳以上の者のみ)
- (ソ) 就業開始時期(15歳以上の者のみ)
- (タ) 仕事の内容(職業分類)(15歳以上の者のみ)
- (チ) 勤めか自営かの別等(15歳以上の者のみ)
- (ツ) 就業希望の有無等(15歳以上の者のみ)

#### 健康票

- (ア) 性
- (イ) 出生年月
- (ウ) 入院・入所の状況
- (エ) 自覚症状の有無、その症状及び治療状況
- (オ) 通院・通所の状況・傷病名
- (カ) 病気やけが、予防で支払った費用
- (キ) 日常生活への影響(6歳以上の者のみ)
- (ク) 普段の活動ができなかった日数(6歳以上の者のみ)
- (ケ) 健康状態(6歳以上の者のみ)
- (コ) 悩みストレスの有無・原因・相談状況(12歳以上の者のみ)
- (サ) こころの状態(12歳以上の者のみ)
- (シ) 喫煙の状況(12歳以上の者のみ)
- (ス) 健診等の受診状況(20歳以上の者のみ)
- (セ) がん検診の状況(20歳以上の者のみ)

#### 介護票

- (ア) 調査票の回答者
- (イ) 介護が必要な者の性別と出生年月
- (ウ) 要介護度の状況
- (エ) 介護が必要となった原因
- (オ) 居宅サービスの利用状況
- (カ) 介護保険によるサービスを受けていない理由
- (キ) 主な介護者の介護時間
- (ク) 主な介護者以外の介護者の状況
- (ケ) 家族・親族等と訪問介護事業者による主な介護内容
- (コ) 居宅サービスの費用
- (サ) 65歳以上の介護保険被保険者(第1号被保険者)における介護保険

#### 料所得段階

- (シ) 介護費用の負担力

#### 所得票

- (ア) 性
- (イ) 出生年月
- (ウ) 所得の種類別金額
- (エ) 課税等の状況別金額
- (オ) 企業年金・個人年金等の掛金

(カ) 生活意識の状況(世帯主又は世帯を代表する者のみ)

貯蓄票

(ア) 貯蓄現在高

(イ) 貯蓄現在高の増減及び減った場合の金額及び理由

(ウ) 借入金残高

イ 簡易調査

世帯票

一 世帯に係る事項

(ア) 世帯員数等

(イ) 5月中の家計支出総額

二 世帯員に係る事項

(ア) 最多所得者

(イ) 世帯主との続柄

(ウ) 性

(エ) 出生年月

(オ) 配偶者(夫又は妻)の有無

(カ) 医療保険の加入状況

(キ) 傷病の状況

(ク) 公的年金・恩給の受給状況

(ケ) 公的年金の加入状況(15歳以上の者のみ)

(コ) 5月中の仕事の状況(15歳以上の者のみ)

(サ) 勤めか自営かの別等(15歳以上の者のみ)

所得票

一 世帯に係る事項

(ア) 世帯区分

(イ) 生活意識の状況

二 世帯員に係る事項

(ア) 性

(イ) 出生年月

(ウ) 所得の種類別金額

(エ) 課税等の状況別金額

(オ) 企業年金・個人年金等の掛金

(2) 基準となる期日又は期間

基準となる主な事項の期日又は期間は次のとおりである。

ア 大規模調査

世帯票・健康票・介護票 調査年の6月の第1又は第2木曜日現在

所得票 調査年の前年の1月1日から12月31日

貯蓄票 調査年の6月末日現在

イ 簡易調査

世帯票 調査年の6月の第1又は第2木曜日現在

所得票 調査年の前年の1月1日から12月31日

## 6 報告を求めるために用いる方法

### (1) 調査組織

調査組織は次のとおりである。なお、健康票、介護票及び貯蓄票については大規模調査のみ行う。

#### ア 世帯票・健康票・介護票

厚生労働省 - 都道府県 - 保健所 - 指導員 - 調査員 - 世帯

保健所設置市  
特別区

#### イ 所得票・貯蓄票

厚生労働省 - 都道府県 - 福祉事務所 - 指導員 - 調査員 - 世帯

市・特別区及び福祉事務所を設置する町村

### (2) 調査方法( 調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他( ) )

調査方法は次のとおりである。なお、健康票、介護票及び貯蓄票については大規模調査のみ行う。

#### ア 指導員及び調査員

国民生活基礎調査の事務に従事させるため、統計法(平成19年法律第53号)第14条に規定する統計調査員として、都道府県及び保健所を設置する市(区)に設置される者は、次の から のいずれかの事務を適正に行う能力を有する者(次の各号に掲げる者を除く。)とする。

一 国税徴収法(昭和34年法律第147号)第2条第11号に規定する徴収職員又は地方税法(昭和25年法律第226号)第1条第1項第3号に規定する徴税吏員

二 警察法(昭和29年法律第162号)第34条第1項に規定する警察官又は同法第55条第1項に規定する警察官

指導員は、保健所長の指導を受けて、調査員に対する指導、世帯票、健康票及び介護票の検査、調査世帯名簿その他の付属書類の検査並びにこれらに附帯する事務を行う。

調査員は、保健所長及び指導員の指導を受けて、世帯票、健康票及び介護票の配布、収集、審査並びに単位区の設定、調査地区要図及び厚生労働大臣が定める調査世帯名簿の作成その他本調査に関する事務を行う。

指導員は、福祉事務所長の指導を受けて、調査員に対する指導、所得票及び貯蓄票の検査、調査世帯名簿その他の付属書類の検査並びにこれらに附帯する事務を行う。

調査員は、福祉事務所長及び指導員の指導を受けて、所得票及び貯蓄票の配布、収集、審査その他本調査に関する事務を行う。

指導員及び調査員の設置は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 指導員は、都道府県知事(指定都市にあっては、市長)が設置する。

二 保健所長を通じて実施する調査の事務に従事する調査員は、都道府県知事

(保健所を設置する市(区)にあつては、市(区)長)が設置する。

三 福祉事務所長を通じて実施する調査の事務に従事する調査員は、都道府県知事(指定都市又は中核市にあつては、市長)が設置する。

#### イ 調査の方法

調査員(特別の事情による場合は指導員)があらかじめ配布した調査票に世帯員自らが記入し、後日、調査員(特別の事情による場合は指導員)が回収する方法により行う。この場合、健康票及び貯蓄票については、密封回収とする。

また、所得票については、やむを得ない場合のみ密封回収とする。

#### ウ 調査票等の提出

保健所長は、調査員及び指導員から提出された世帯票、健康票及び介護票、調査世帯名簿その他の付属書類を審査整理し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。ただし、保健所を設置する市(区)の保健所長にあつては、市(区)長に対しその定める期限までに提出するものとする。

保健所を設置する市(区)の市(区)長は、前記 のただし書の規定により提出された調査票及び調査世帯名簿その他の付属書類を整理し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。

福祉事務所長は、調査員及び指導員から提出された所得票及び貯蓄票、調査世帯名簿その他の付属書類を審査整理し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。ただし、市(区)の福祉事務所長にあつては市(区)長に、福祉事務所を設置する町村の福祉事務所長にあつては町村長に対しその定める期限までに提出するものとする。

市(区)長及び福祉事務所を設置する町村の町村長は、前記 のただし書の規定により提出された調査票及び調査世帯名簿その他の付属書類を整理し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。

都道府県知事は、前記 から により提出された調査票及び調査世帯名簿その他の付属書類を審査整理し、厚生労働大臣に対しその定める期限までに提出しなければならない。

## 7 報告を求める期間

### (1) 調査の周期

毎年(3年ごとに大規模調査を実施し、中間年に簡易調査を実施する)。

### (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

#### ア 大規模調査

##### 調査票の配布

調査員及び指導員は、調査期日までに、各世帯に調査票を配布する。

調査期日は、世帯票、健康票及び介護票については、調査年の6月の第1又は第2木曜日とし、所得票及び貯蓄票については、調査年の7月の第2又は第3木曜日とする(具体的な期日は、調査年ごとに厚生労働大臣が定める。 )。

##### 調査票の提出期限

調査員及び指導員は、各世帯から調査票を回収し、それぞれ定められた期日までに保健所長又は福祉事務所長に提出する(経路機関の詳細については、前記6(2)ウのとおりである。 )。

なお、都道府県知事から厚生労働大臣への調査票の提出期限は、世帯票、健康票及び介護票については、調査年の7月中旬とし、所得票及び貯蓄票については、調査年の8月中旬とする（具体的な期限は、調査年ごとに厚生労働大臣が定める。）。

#### イ 簡易調査

##### 調査票の配布

調査員及び指導員は、調査期日までに、各世帯に調査票を配布する。

調査期日は、世帯票については、調査年の6月の第1又は第2木曜日とし、所得票については、調査年の7月の第2又は第3木曜日とする（具体的な期日は、調査年ごとに厚生労働大臣が定める。）。

##### 調査票の提出期限

調査員及び指導員は、各世帯から調査票を回収し、それぞれ定められた期日までに保健所長又は福祉事務所長に提出する（経路機関の詳細については、前記6（2）ウのとおりである。）。

なお、都道府県知事から厚生労働大臣への調査票の提出期限は、世帯票については、調査年の7月中旬とし、所得票については、調査年の8月中旬とする（具体的な期限は、調査年ごとに厚生労働大臣が定める。）。

#### 8 集計事項

国民生活基礎調査結果表一覧に掲げる事項とする。

#### 9 調査結果の公表の方法及び期日

調査翌年の7月頃から順次インターネットに掲載するとともに、所定の報告書を刊行する。

#### 10 使用する統計基準

大規模調査の際は、集計結果の表章等において、日本標準職業分類の大分類を使用する。

なお、健康票において、通院中の傷病名の報告を求めているが、疾病、傷害及び死因の統計分類にのっとった分類名を一般の世帯に対して、自計方式で報告させることは困難であるため、同分類は使用しない。

#### 11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

厚生労働省大臣官房統計情報部長及び都道府県知事は、それぞれ、作成又は受領した調査票、調査世帯名簿等を次の表の区分により保存する。

調査票等	保存期間	保存責任者
調査票 結果原表並びに	1年間	厚生労働省大臣官房統計情報部長

調査票及び結果 原表を収録した 磁気媒体	永年	厚生労働省大臣官房統計情報部長
調査世帯名簿	1年間	正本 厚生労働省大臣官房統計情報 部長 副本 都道府県知事
調査地区要図	1年間	正本 厚生労働省大臣官房統計情報 部長 副本 都道府県知事